

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規則

○保健医療局の所管する免許等に関する事務に係る申請書等の書類の経由に関する規則の一部を改正する規則	第2号	(健康対策課)	2
○難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	第3号	(同)	3
○愛知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	第4号	(公園緑地課)	4

告示

○指定納付受託者の指定	第135号	(県民生活課)	5
○青少年の健全な育成を阻害する有害図書類の指定	第136号	(社会活動推進課)	5
○土壤汚染対策法第6条第1項の規定に基づく要措置区域の一部の指定の撤回	第137号	(水大気環境課)	5
○土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定	第138号	(同)	5
○労働局が所管する公共工事の発注見通しに関する事項等の公表方法の一部改正	第139号	(労働福祉課)	6
○愛知県労働者福祉施設の使用料の細目料金及び加算額の一部改正	第140号	(産業人材育成課)	6
○農業振興地域の指定の一部改正 (平成12年愛知県告示第874号の一部改正)	第141号	(農業振興課)	6
○農業振興地域の指定の一部改正 (平成12年愛知県告示第875号の一部改正)	第142号	(同)	6
○県が発注する建設工事の経常建設共同企業体及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体の競争入札参加資格審査申請の受付	第143号	(建設総務課)	6
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業大口公共下水道(五条川右岸処理区))	第144号	(上下水道課)	17
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業大口公共下水道(五条川左岸処理区))	第145号	(同)	17
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (東三河都市計画下水道事業蒲郡公共下水道(蒲郡処理区))	第146号	(同)	17
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (尾張都市計画下水道事業稲沢公共下水道(日光川上流処理区))	第147号	(同)	17
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画下水道事業愛西公共下水道)	第148号	(同)	17
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画下水道事業あま市公共下水道(日光川下流処理区))	第149号	(同)	18
○愛知県尾張水害予防組合管理者の指定	第150号	(河川課)	18
○都市計画区域区分の変更	第151号	(都市計画課)	18

(知多都市計画区域区分)			
○都市計画区域区分の変更	第152号	(同)	18
(豊田都市計画区域区分)			
○都市計画区域区分の変更	第153号	(同)	18
(東三河都市計画区域区分)			
○都市計画臨港地区の変更	第154号	(同)	18
(東三河都市計画臨港地区三河港臨港地区)			
○都市計画道路の変更	第155号	(同)	18
(名古屋都市計画道路3・3・257号瀬戸大府東海線始め 6件)			
○都市計画公園事業の認可	第156号	(公園緑地課)	19
(名古屋都市計画公園事業4・4・211号杵ヶ池公園)			
○都市計画公園事業の事業計画の変更認可	第157号	(同)	19
(豊田都市計画公園事業5・6・1号三好公園)			
○臨港地区内の分区の指定の一部改正	第158号	(港湾課)	19

企業庁告示

○企業庁が発注する建設工事の経常建設共同企業体及び設計・測量・建設コンサルタント等業務の設計共同体の競争入札参加資格審査申請の受付	第1号	(総務課)	19
---	-----	-------	----

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立等の届出	第34号	(選挙管理委員会事務局)	20
--------------	------	--------------	----

人事委員会告示

○口頭により閲覧の求めをすることができる個人情報の指定の一部改正	第1号	(職員課)	24
----------------------------------	-----	-------	----

海区漁業調整委員会告示

○角建網漁業、つば網漁業及びその他漁具を定置して行う漁業の漁具の網目に関する指示	第2号(海区漁業調整委員会)		24
--	----------------	--	----

公 告

○県営土地改良事業の工事完了	(農地計画課)	24
○都市計画下水道の関係図書の縦覧	(上下水道課)	24
○建設業者の許可の取消し	(都市総務課)	25
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	29
○落札者等の公示	(経営課)	30

規 則

保健医療局の所管する免許等に関する事務に係る申請書等の書類の経由に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県規則第11号

保健医療局の所管する免許等に関する事務に係る申請書等の書類の経由に関する規則の一部を改正する規則
保健医療局の所管する免許等に関する事務に係る申請書等の書類の経由に関する規則（平成十年愛知県規則第四十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号を次のように改める。
一 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）及び栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）の規定により知事又は知事を經由して厚生労働大臣に提出する書類
附則
この規則は、公布の日から施行する。

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第三号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則
難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年愛知県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

様式第一（第二面）中「

被保険者証の 記号及び番号

」を「

記号及び番号

」に改め、同様式備考第二号中「

場合は、

」を「

場合にあつては

」に、

「及び変更」を「並びに変更」に、「並びに」を「を」に、「にあつては、」を「にあつては」に改める。

様式第二（第二面）中

患 者	氏名	
	居住地	
	生年月日	
	保険者	
	記号及び 番号	適用区分

を

患 者	氏名	
	居住地	
	生年月日	

に改める。

様式第三(真)中

☐	被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者名・保険者所在地)	
☐	医療保険の適用区分	

を

☐	加入医療保険に関する事項 (記号及び番号・保険者名・保険者所在地)	
--------------------------	--------------------------------------	--

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されている特定医療費受給者証は、改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている特定医療費支給認定申請書その他の用紙は、改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

愛知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十四日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第四号

愛知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

愛知県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年愛知県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（公共掲示板への表示）

第八条の二 条例第六条第二項第七号の表示は、同号の公共掲示板を設置する地方公共団体の承諾を得て行うものとする。

別表第一一二中「原色」を「高彩度色（日本産業規格のZ八七二二に定める三属性による色の表示方法（以下「マンセル表色系」という。）における彩度が十二を超える色をいう。以下同じ。）」に改め、同表二（一）ホ及び（一）ヘ中「及び原色」を「であつてマンセル表色系における明度が三未満のもの及び高彩度色」に改め、同表二（一）ト及び（一）ト並びに六四中「及び赤色」を「であつてマンセル表色系における明度が三未満のもの及び赤色であつてマンセル表色系における彩度が八を超えるもの」に改める。

附 則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。